

ながくて協働ルールブック 2010

2010 (平成 22) 年 6 月

長 久 手 町

目 次

はじめに	3
1 ルールブックとは?	4
2 協働の原則	5
3 協働の種類	6
4 協働の効果	7
5 協働の姿勢、役割	8
6 協働のすすめ方	10

はじめに

長久手町では、2000年代に入り、福祉やボランティア活動、まちづくりの拠点となる「長久手町福祉の家」や「長久手町まちづくりセンター」が相次いで開館しました。また、2005年には当地で愛知万博が開催され、数多くのボランティアが参加しました。こうした経過を経て、本町での住民活動やボランティア活動は現在大いに活発化しており、新たな展開期を迎えています。

一方、社会環境が大きく変化し、住民の価値観やニーズが多様化する中で行政や地域が抱える課題が顕在化しつつあります。そこで、本町では住民と行政が連携、協力してまちづくりを進める“協働”が不可欠であるとの観点から、2009年3月に『長久手町地域協働計画』を策定しました。

このルールブックは、地域協働計画の内容に即して、具体的に住民や住民活動団体などが協働を進める上での原則的な項目をまとめたもので、いわば理念編と呼べる内容です。

1 ルールブックとは？

ルールブックの本来の意味は、「競技の規則をまとめて本にしたもの」となっています。

このルールブックは、本町の協働のあり方についてまとめた「長久手町地域協働計画」に基づき、協働を実践する上で、協働の実施主体である住民や住民活動団体等の姿勢や行政の役割など原則的な項目をまとめたものです。

なお、このルールブックは、「あいち協働ルールブック 2004」を参考にし本町独自のルールを追加したものです。

■ 協働 (collaboration) とは？

住民と行政が、公共の利益の増進のために、主体的・自発的に、共通の目的に向かって、相手の立場や特性を理解しながら、対等な関係と信頼関係を築き、それぞれが役割と責任感をもって、その特性や能力を發揮し合いしながら、共に考え、行動すること。

(長久手町地域協働計画から)

協働は、町の課題を“まちのヒト”の力で解決するための手段です。これまで行政が行っていたことを、住民と行政が協力して行うことで、持続する相乗効果を生み出すこと（今までになかった価値を生み出す）ができるようになります。



協働とは、みんなが協力して行うこと

2 協働の原則

(1) 地域でふれあい、互いに足りない部分を補って助け合う（補完性の原則）

個人や団体には、それぞれ得意な分野と苦手な分野があります。協働による効果を最大限に活かすためには、それぞれの「役割」や「責任」を明確にし、足りない部分を相互に補完することが重要です。

(2) 志（こころざし：思い）を共有しあう（目的・目標共有の原則）

協働するに当たり、それぞれの「目的」と「目標」が同じ方向を向いていなければ協働する意义がありません。そのため、まずは目的と目標を共有することが協働への第一歩と言えます。

(3) 同じ目線で取り組む（対等の原則）

協働を進めていくときは、「行政は住民活動団体を下請け感覚」、「住民は行政に依存」では今までと何ら変わりません。お互いがともにまちづくりの主役として認め合い、対等なパートナーとして取り組むよう心がけましょう。

(4) 互いを理解し、信頼関係をつくる（相互理解の原則）

協働を進めていくときは、お互いの信頼関係が築かれていなくてはなりません。お互いの「立場」や「特性」を理解し、尊重し合うことが大切です。

(5) 協働で行う事業は、広くみんなに知ってもらおう（公開性の原則）

自分たちの地域を良くしていくためには、事業に関わる人だけではなく、地域の方々の理解と協力がなければうまくいきません。そのためにも事業を広く公開し、より多くの方々に協働の意義を知ってもらうことが大切です。これにより、新たな参画機会の拡充にもつながります。

3 協働の種類

(1) 情報共有

住民や住民活動団体、地域組織、行政などが互いの持つ情報・知識を出し合って意見交換を行い、情報を共有します。

(2) 委託

行政が責任をもって担うべき分野として考えられている領域において住民や住民活動団体、地域組織などが有する専門性・柔軟性・機動性などの特性を活用して、より効果的な取り組みやより良い住民サービスの提供を進めるため、行政が業務の実施を委ねるものです。

(3) 共催

住民や住民活動団体、地域組織、企業、行政などが事業主体となってひとつの事業を共同で実施する形です。各主体がそれぞれの経験や人的ネットワークなどの資源を活用しながら、対等の立場で協議し、責任分担を明確にした上で実施します。

(4) 補助、助成

住民活動団体や地域組織が行う公益性の高い事業に対して、団体の成長と自立（ステップアップ）を促すために、行政が事業費の一部を補助、助成します。

(5) 後援

住民や住民活動団体、地域組織などが行う公益性の高い自主事業を行う際に、行政が名義使用の許可を行い、後援という形式で名前を連ねます。

(6) 実行委員会

事業実施の責任を担う人々や団体が集まり組織されるもので、それぞれの専門性を生かすことができるので、単独主催よりも内容を充実させることができます。

(7) 事業協力

住民や住民活動団体、地域組織、行政などのうち、一方が主導的に実施する事業に対し、他方が補完的に協力するものや双方が対等の立場で進めるものなど、役割分担や協力内容によって様々な形があります。

4 協働の効果

(1) みんなが主役

様々な事業を協働で進めることにより、住民一人ひとりが地域の歴史や特徴を知ることになり、そのことが、地域社会を見直す機会につながり、地域に誇りを持ち、他人に自慢したくなるような地域社会を築きあげることができます。

(2) みんなが納得

行政だけでは十分な対応が困難になってきている多様な住民ニーズに対し、様々な特性を持った住民活動団体などと協働で事業を行うことにより、ニーズに沿ったサービスが可能になります。

(3) みんなで育む

協働における役割分担を明確にすることで、住民や住民活動団体、地域組織などそれぞれの行動に責任感が生まれ、「みんなで力を合わせて地域を育てる」という意識が芽生えます。

(4) みんなで安心

これまでの住民や住民活動団体、地域組織などが主体となって取り組んできた事業に対しては、行政との協働により、継続性のある安定した事業の実施が可能となります。

(5) みんなが満足

これまで行政のみで行ってきた公共サービスを、住民や住民活動団体、地域組織などと協働で実施することで、行政の効率化が図れるとともに地域貢献を通して住民の満足度も高めることができます。



協働は、みんなが主役、みんなが満足

5 協働の姿勢、役割

(1) すべてに共通なこと

- 「まずは試しに一緒にやってみよう！」という心構えを持ちましょう。
- 住民や住民活動団体、地域組織、行政などお互いが日頃から積極的に情報交換を行い、常に意思の疎通を図りましょう。
- 住民や住民活動団体、地域組織、行政などそれぞれが実施している活動について、日頃から協働の可能性を探るような意識を持ちましょう。
- 協働を進めるとき、お互いの考えや価値観のずれが生じた場合、すぐに否定的な結論を出さずに、時間をかけて話し合い、ずれを修正するよう努力しましょう。
- 協働を進めるとき、事業の進行に遅れが生じたり、事業の継続が困難になるような不測の事態（リスク）が生じる可能性もあります。そのため、それぞれがどのようにリスクが存在するか十分に注意を払い回避するための対策を立てておくことが大切です（リスクマネジメント）。

(2) 住民

- 「自分たちでできることは、自分たちで」というボランティア意識を持ちつつ、まずは、できることを無理なく、できる範囲から始めましょう。
- 個人の想いで終わるのではなく、想いを「地域の力」へと発展させていく姿勢を持ちましょう。

(3) 住民活動団体

- 「想い」をカタチにするために実現性を考えて行動するよう心がけましょう。
- 様々な人、団体との関わり合いを通して、一緒に考え、行動できる「仲間」の輪(ネットワーク)を広げていきましょう。
- 行政には様々な制約があり、ルールに沿って動いているということを理解しましょう。
- 公の資金を使う場合は、その責任を自覚しましょう。
- 協働は、「ともに力を合わせて共通の目的に向かって活動すること」です。行政に頼り切ってしまうよう心がけましょう。

(4) 地域組織(自治会・子ども会・老人クラブ等) の姿勢

- 防災・防犯・清掃活動など「自分たちの地域は自分たちの手で」という自治の精神と「困ったときは、お互いさま」という相互扶助の精神を持ちましょう。

- 地域に根ざした住民活動団体の活動に対する理解と、できる限りの支援を促す姿勢を持ちましょう。

(5) 事業者（企業）

- 地域の一員としての自覚を持ち、住民活動団体や地域組織、行政などと連携して社会貢献活動のために積極的にまちづくりに参加しましょう。

(6) 大学

- 町内始め周辺に多数の大学が立地しているという地域特性を活かし、地域貢献を志向している大学の研究室や学生サークルなどが主となって、地域との協働プロジェクトを進め、学生の地域社会への参加を進めましょう。

(7) 行政

- 住民や住民活動団体、地域組織などからの提案・相談に対して、まずは「聴く耳（姿勢）」をもちましょう。
- 住民ニーズを的確に把握・分析し、住民や住民活動団体、地域組織などが担える部分について検討しましょう。
- 住民活動を促進支援する行政の仕組みづくりをしましょう。
- 住民活動の果たす役割の重要性を認識し、協働によるまちづくりに向けて取り組みましょう。
- 協働を進めるときは、計画・実行・評価・改善すべてにおいて住民参画を促しましょう。
- 協働を進めるときは、行政職員は住民に対して「任せる&見守る」姿勢を持ちましょう。
- 委託事業などは、丸投げや下請け感覚になるのではなく、「できることは協働で」という姿勢を持ちましょう。

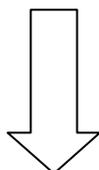


協働によるまちづくりを考えましょう

6 協働のすすめ方

協働事業は、すぐに取り組める事業から着手しつつ、事業の進捗状況を確認し、事業の実施状況の点検と実施後の成果を評価し、次の事業への展開方策を検討し、フォローアップしていくという「PDCAサイクル」を進めましょう。

- ①企画立案 (Plan)
- ②実施 (Do)
- ③評価 (Check)
- ④改善 (Action)



(1) 企画立案 (Plan)

●情報共有 (情報交換・意見交換)

住民ニーズや地域課題の把握のために企画立案 (Plan) の最初の段階で情報共有を行います。

住民や住民活動団体同士、また行政との意見交換や交流会、フォーラム (集団的な公開討論会)、ワークショップ (意見交換により問題解決の方法を見出す参加型の会議手法) などの手法を活用しましょう。

<ボランティア相談>

まちづくりセンターやボランティアセンターでは、それぞれ「ボランティアコーディネーター」や「ボランティア相談員」が、定期的に住民や住民活動団体などの相談に応じています。

<まちセンカフェ・ボランティア交流会>

まちづくりセンターでは、定期的に住民や住民活動団体などが集まって気軽に語り合う「まちセンカフェ」を開催しています。また、まちづくりセンターやボランティアセンターでは、それぞれ登録団体が活動を紹介したり、交流したりする「まちセンまつり」、「ボランティア交流会」を行っています。

●企画提案

住民活動団体などが、随時自発的に協働事業を企画し行政に提案する方法で、いわゆる持込み企画です。この場合、住民活動団体は、必要とする行政の支援内容や役割分担などを明確にする必要があります。

●協働まちづくり事業

行政が住民や住民活動団体、地域組織などに対し、協働事業の企画提

案を呼びかけ、助成金を交付する方法です。新たな協働事業の取組みを促進する効果が期待できます。

●協議、調整

住民や住民活動団体、地域組織などから企画提案や助成金事業の申請があったとき、行政は行政組織内で事業の目的と行政課題（短期・中長期）との整合性、協働の適否、協働の形態などについて十分調整、協議する必要があります。

また、事業主体となる住民活動団体などと事業の内容、役割分担、費用などについて事前に協議します。

(2) 実施 (Do)

●委託

委託には、私法上の契約として任意に実施される場合と法令上の根拠に基づいて実施される場合があります。受託先の団体は、契約書や仕様書などに定められた債務を履行する義務があり、事業を円滑に進めるため、進捗状況を確認し事業実施の過程で生じる課題への対応などについて双方で十分話し合う必要があります。

●共催

住民活動団体や地域組織などと行政がそれぞれ主催者となって、事業の企画、運営、実施に当たるため、事業の企画段階から双方で十分に話し合って検討を進め、事業の目的や役割分担、費用分担、責任の所在を明確にする必要があります。

●補助、助成

行政は、補助金や助成金の交付に当たっては、透明性や公平性を確保するため、補助や助成の基準の明確化を図る必要があります。補助(助成)要綱を定め、公表します。

また、補助や助成先の決定に当たっては、公募方式の採用や公開審査の実施などの方法を検討し、公平性・透明性を高める工夫をします。

●後援

住民活動団体などが後援を申請しようとするときは、後援名義申請書を作成し、行政の担当部署に提出します。当該部署は申請書を審査し承認・不承認を決定し申請者に通知します。

●実行委員会

様々な団体等が集まり組織されますので、準備の段階で実行委員会の目的や構成員、役職、審議事項などを明確にする必要があり、設置要綱を作成します。実行委員会が組織されたときは、事業実施に向けたスケジュール、役割、費用などを審議事項とします。

●事業協力

事業によっては、企画段階から双方で十分に話し合って検討を進め事業の目的や役割分担、費用分担、責任の所在などについて明確にする必要があります。

(3) 評価 (Check)

住民活動団体などと行政の双方が事業の実施結果をそれぞれ又は共同で評価することは、次の協働事業の改善を図るためにも、事業の透明性を確保し、住民への説明責任を果たすためにも不可欠です。

具体的には、事業報告書の作成や成果発表会などを開催し、外部の方の意見も聞きながら評価を行います。

(4) 改善 (Action)

評価を実施した場合は、課題や問題点を明確にし、今後の協働事業の改善策を相互に確認し合いましょう。



協働事業は、すぐに取り組めることから始めましょう